

香川県報



第 28 号

平成 17 年

4 月 8 日（金曜日）

目次

（印は、県法規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 （健康福祉総務課） 一
 - 生活保護法の規定による指定介護機関の事業所の名称等の変更の届出 （ ） 二
 - 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 （ ） 二
 - 地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託契約の解除 （ ） 三
 - 介護保険法の規定による事業者の指定 （長寿社会対策課） 三
 - 結核予防法の規定による指定医療機関の指定 （薬務感染症対策課） 四
 - 結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退 （ ） 四
 - 道路の供用開始（二件） （道路保全課） 五
 - 地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託 （港湾課） 五
- ### 公 告
- 土地改良事業の適否決定（二件） （土地改良課） 六
 - 県営土地改良事業計画の決定 （ ） 六
 - 県営土地改良事業に係る異種目換地の指定 （ ） 七
 - 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 （都市計画課） 七
 - 開発行為に関する工事の完了 （建築課） 七
 - 開発行為に関する工事（公共施設）の完了 （ ） 七
- ### 選挙管理委員会告示
- 地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の三分の一の数 八

告 示

●香川県告示第二百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、四、五	高瀬町老人デイサービスセンター「のぞみ荘」 三豊郡高瀬町大字比地中二九八六番地二	社会福祉法人高瀬町社会福祉協議会 三豊郡高瀬町大字下勝間二四四九番地一	通所介護
平成一七、二、一六	福栄なごみの里 東かがわ市西山八五一番地一	特定非営利活動法人福栄なごみの会 東かがわ市与田山四〇八番地八	訪問介護 通所介護
平成一七、三、一	居宅介護支援事業所ナイス・サポートらく楽 綾歌郡宇多津町浜六番丁八九―二	株式会社ミンク丸亀市城東町二丁目一番一六号	居宅介護支援事業
平成一七、三、一	通所介護ナイス・サポートらく楽 綾歌郡宇多津町浜六番丁八九―二	株式会社ミンク丸亀市城東町二丁目一番一六号	通所介護

●香川県告示第二百四十九号

（第九二二五号）

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の事業者の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地		サービスの種類
		変更前	変更後	
平成一三、一〇、二二	高瀬町老人デイサービスセンター「のぞみ荘」 三豊郡高瀬町大字新名八〇一番地一	社会福祉法人高瀬町社会福祉協議会	社会福祉法人高瀬町社会福祉協議会	通所介護
平成一四、六、一	高瀬町老人デイサービスセンター「のぞみ荘」 三豊郡高瀬町大字新名八〇一番地一	社会福祉法人高瀬町社会福祉協議会	社会福祉法人高瀬町社会福祉協議会	通所介護

●香川県告示第二百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
			サービスの種類

平成一七、一、一六

ヨド薬局

淀誠一郎

居宅療養管理指導

平成一五、四、四

高瀬町老人デイサービスセンター「のぞみ荘」
三豊郡高瀬町大字新名八〇一番地一

社会福祉法人高瀬町社会福祉協議会

通所介護

平成一六、一一、一

大林薬局
丸亀市飯山町東坂元一一七一一

大林洋子
丸亀市飯山町東坂元一七四四

居宅療養管理指導

●香川県告示第二百五十一号

次の者に対する香川県健康増進センターの使用料の収納事務の委託契約を平成十七年三月三十一日解除した。

平成十七年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

住所 高松市番町一丁目一〇番三五号
名称 財団法人かがわ健康福祉機構

●香川県告示第二百五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項及び第四十八条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者及び指定施設サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十七年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七一〇二 一一〇四八	医療法人社団宮井内科 丸亀市飯山町川原三二 医院	医療法人社団宮井内科 理事長 宮井陽一郎 医院	平成十七年 三月二十二日	介護療養型医療施設

三七一〇二 一〇〇四八	七番地一	丸亀市飯山町川原二二 七番地一	〃	〃
三七七〇二 〇〇七二七	医療法人社団宮井内科 医院 所 丸亀市飯山町川原二二 七番地一	医療法人社団宮井内科 医院 理事長 宮井陽一郎 丸亀市飯山町川原二二 七番地一	〃	居宅介護 支援

●香川県告示第二百五十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成十七年四月八日

香川県知事 真鍋武紀

名称	所在地	開設者	指定年月日
三宅医院	仲多度郡多度津町大字山階一三八六	三宅善文	平成十六年三月一日
綾南町国民健康保険陶病医院	綾歌郡綾南町大字陶一七二〇一一	綾南町	平成十六年四月一日
医療法人社団三木内科胃腸科医院	坂出市宮下町一―二六	医療法人社団三木内科胃腸科医院	平成十六年四月五日
医療法人社団緑生会近藤内科クリニック	東かがわ市町田六九七―一	医療法人社団緑生会	平成十六年五月一日
浜田眼科医院	仲多度郡琴平町榎井八七三―三	藤澤彰	平成十六年五月六日
くるみクリニック	仲多度郡多度津町北鴨二丁目五―三	八代雅也	平成十六年六月一日
さくらづか吉田クリニック	綾歌郡綾南町陶四一八五―一	吉田裕之	平成十六年六月十六日

医療法人社団えのもと皮フ科医院	丸亀市土器町東三丁目二五四―二	医療法人社団えのもと皮フ科医院	平成十六年八月一日
このの内科クリニック	丸亀市土器町西四丁目二四四	河野一実	平成十六年八月一日
医療法人社団讃陽堂松原病院	木田郡三木町大字池戸三三三三―一	医療法人社団讃陽堂松原病院	平成十六年八月十六日
医療法人社団ぬまはら皮ふ科	三豊郡豊中町大字比地大政本二六二―	医療法人社団ぬまはら皮ふ科	平成十六年十月一日
医療法人社団かとう皮フ科クリニック	香川県香川町大野二四五三―一	医療法人社団かとう皮フ科クリニック	平成十六年十月一日
さくら歯科医院	香川県香川町大字大野字城八六〇―三	中根高信	平成十六年十月五日
まつむら内科クリニック	坂出市江尻町字南新開一五七七―一	松村直樹	平成十六年十二月一日
医療法人社団共生会ふかだクリニック	仲多度郡満濃町吉野下四一六	医療法人社団共生会	平成十七年三月一日
京町薬局どき店	丸亀市土器町東一丁目二二―五	京町薬品有限公司	平成十六年四月五日
かすみ薬局	綾歌郡綾南町大字陶字西村北四一八五―七	有限会社ゆうきクリエイト	平成十六年六月一日
レイ薬局多度津店	仲多度郡多度津町北鴨二丁目一〇―一	株式会社レイ薬局	平成十六年六月一日
瀬戸調剤薬局	綾歌郡宇多津町浜五番丁五三―一	株式会社四国フアマシー	平成十六年七月一日

有限会社荳野薬局	小豆郡内海町苗羽甲 八五四―一七	有限会社荳野藥 局	平成十六年七月一日
あすか調剤薬局	丸亀市宗古町一―二	有限会社あすか	平成十六年七月十五日
瀬戸調剤薬局川西 店	丸亀市川西町北一八 七―一	株式会社四国フ アマシー	平成十六年八月一日
みもぎ薬局	丸亀市土器町西四丁 目二四七―二	有限会社ケアフ アマシー	平成十六年八月一日
有限会社アインス 調剤薬局ハーモニ ー	普通寺市中村町九〇 〇―一	有限会社アイ ンス	平成十六年八月二日
レデイさぬきしど 調剤薬局	さぬき市志度六三二 ―四	株式会社レデイ 薬局	平成十六年九月一日
サンアイリス薬局 丸亀店	丸亀市城東町二丁目 九―二七	株式会社日本サ ンメディックス	平成十六年十一月八日
みずほ調剤薬局	坂出市江尻町南新開 一五七八―五	有限会社エムズ ファーマシー	平成十六年十二月一日
宇多津調剤薬局	綾歌郡宇多津町大字 東分四九―三六	有限会社エムズ ファーマシー	平成十六年十二月一日

●香川県告示第二百五十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成十七年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

名 称	所 在 地	開 設 者	辞 退 年 月 日
三宅医院	仲多度郡多度津町大 字山階一三六六	三宅善文	平成十六年二月二十九日
観音寺市・三豊郡	観音寺市坂本町七丁	観音寺市・三豊	平成十六年三月三十一日

医師会立観音寺検 診センター	目三―一八三豊合同 庁舎西讃保健所内	郡医師会	
綾南町国民健康保 険陶病院	綾歌郡綾南町大字陶 五七七九	綾南町	平成十六年三月三十一日
浮田整形外科医院	小豆郡土庄町甲一七 二	浮田春雄	平成十六年四月一日
医療法人社団三木 内科医院	坂出市寿町三丁目一 ―一二	医療法人社団三 木内科医院	平成十六年四月三日
近藤内科クリニック	東かがわ市町田六九 七―一	近藤英樹	平成十六年四月三十日
片山医院	観音寺市観音寺町甲 三〇九九	片山貞志	平成十六年六月十八日
えのもと皮フ科医 院	丸亀市土器町東三丁 目二五四―二	榎本充邦	平成十六年七月三十一日
医療法人社団讃陽 堂松原病院	木田郡三木町大字池 戸二三六二	医療法人社団讃 陽堂松原病院	平成十六年八月十六日
ぬまはら皮ふ科	三豊郡豊中町大字比 地大政本二六二一	沼原利彦	平成十六年九月三十日
かとう皮フ科クリ ニック	香川郡香川町大野二 四五三一	加藤昭二	平成十六年九月三十日
松村医院	坂出市林田町二二七 一―五	松村勇	平成十六年十一月三十日
大野内科医院	普通寺市上吉田町五 二〇―一	大野博之	平成十七年二月一日
松浦耳鼻咽喉科医 院	仲多度郡琴平町榎井 七二―一	松浦裕一	平成十七年二月二十五日
ふかだクリニック	仲多度郡満濃町吉野 下四一六	深田英利	平成十七年二月二十八日

坂出調剤薬局	坂出市文京町一―六 ―四八	株式会社ケー・ シー・ピー	平成五年十二月一日
青の山薬局	丸亀市土器町東三丁 目四九一	山崎万百合	平成六年十二月三十一日
あすか調剤薬局	丸亀市通町一六五― 二	有限会社あすか	平成十三年五月三十一日
瀬戸調剤薬局	綾歌郡宇多津町浜五 番丁五三一―一	株式会社瀬戸リ ース	平成十六年六月三十日
荘野薬局	小豆郡内海町苗羽甲 八五四―一七	荘野峯緒	平成十六年六月三十日
タナベ薬局	善通寺市上吉田町一 一九三	田鍋和美	平成十六年七月八日
瀬戸調剤薬局川西 店	丸亀市川西町北一八 七―一	株式会社瀬戸リ ース	平成十六年七月三十一日
有限会社アインス 調剤薬局ハーモニ ー	善通寺市中村町九〇 二―七	有限会社アイ ンス	平成十六年八月一日
宇多津調剤薬局	綾歌郡宇多津町大字 東分四九―三六	守屋昭良	平成十六年十一月三十日

●香川県告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年四月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
二 路線名 三百七十七号

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市入野山字端二九六一番二地先から 東かがわ市入野山字端二九六二番一地先まで	六・〇 ） 二四・〇	九七	平成十六年香川県告示第百五十七号で変更した区域

四 供用開始の期日 平成十七年四月八日

●香川県告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年四月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
二 路線名 三百七十七号
三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市五名二六六三番地先から 東かがわ市五名二六四九番一―二地先まで	七・三 ） 二〇・八	二三三	平成十五年香川県告示第百五十二号で変更した区域の一部

四 供用開始の期日 平成十七年四月八日

●香川県告示第二百五十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、平成十七年四月一日から、次の者に高松ビジターパスの使用料収納事務を委託した。
平成十七年四月八日

名称 株式会社高松マリーナ
住所 高松市浜ノ町六八番一七号
香川県知事 真 鍋 武 紀

公 告

●香川県公告第二百三十二号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月二十五日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年四月十九日から同年五月九日まで縦覧に供する。
平成十七年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 山下地区	琴平町農政課
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 塩田上江用水地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 石堂井股地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 西村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 安造田地	〃

●香川県公告第二百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月二十四日適当と決定した。
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年四月十五日から同年五月六日まで縦覧に供する。
平成十七年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
詫間町	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業) 天満地区	詫間町経済課
〃	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 池尻地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 鴨ノ越地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 新浜地区	〃

●香川県公告第二百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県管土地改良事業(県営ため池等整備事業(小規模) 恵池地区)計画を平成十七年三月三十日定めた。

その関係書類を善通寺市農林部土地改良課において平成十七年四月十九日から同年五月九日まで縦覧に供する。
平成十七年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、経営体育成基盤整備事業山田地区(第二工区)において樹立する換地計画に關し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第三項の規定により公告する。
平成十七年四月八日

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
綾歌郡綾上町大字山田下字内又	一九一一一	田	田	三八一平方メートル

●香川県公告第二百三十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により飯山町島田北地区土地区画整理組合に係る土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 組合の名称

飯山町島田北地区土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十三年十二月十一日から平成十八年三月三十一日まで

三 施行地区

丸亀市飯山町下法軍寺字島田の一部

四 事務所の所在地

丸亀市飯山町川原二一四番地一

五 設立認可の年月日

平成十三年十二月十一日

六 変更認可の年月日

平成十七年三月三十一日

●香川県公告第二百三十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市土器町西四丁目六六二、六六三、六六四及び同地先農道・水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市飯野町東二 一七八七一九

秋山興産株式会社 代表取締役 秋山はるみ

●香川県公告第二百三十八号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市土器町西四丁目六六二、六六三、六六四及び同地先農道・水路

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員五・〇〇メートル、延長八六・〇三メートル）

丸亀市土器町西四丁目六六二の一部、六六三の一部及び六六四の一部

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長三四・〇六メートル）

丸亀市土器町西四丁目六六四の一部及び同地先農道・水路

2 公園

公園（面積二〇五・四二平方メートル）

丸亀市土器町西四丁目六六四の一部

3 排水施設

自由勾配側溝（寸法三〇〇ミリメートル×六〇〇ミリメートル×九〇〇ミリメートル、延長一〇八・一七メートル）

丸亀市土器町西四丁目六六二の一部、六六三の一部及び六六四の一部

U型側溝（寸法三〇〇ミリメートル×三二〇ミリメートル×三五〇ミリメートル、延長二・九三メートル）

丸亀市土器町西四丁目六六四の一部及び同地先農道・水路

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市飯野町東二 一七八七一九

秋山興産株式会社 代表取締役 秋山はるみ

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第二十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十九条第二項の規定による選挙人名簿の引継ぎに伴う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十七年四月八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

県議会議員各選挙区における三分の一の数

丸亀市選挙区 二九、六〇四人

綾歌郡選挙区 一三、七〇九人

平成十七年四月八日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています